

無効理由1

件名	本件発明	本件発明との対比
		引用発明(乙9発明)に開拓技術を適用したシステム
B1-1 ホワイカードに対する入金に際して、入金すべきホワイカードの受金IDを取得する受金ID取得部。	b1-1 (乙10[0061]【0072】等)、システムは当該電子メールアドレスを取得する。 b1-2 そのホワイカードの使用限度額を引き上げようとする額の入金を受けた旨の情報である入金受け情報を取得する入金受け情報取得部。	乙9には、クレジットカードの引落し口座の取扱状況に基づいて、クレジットカードの利用限度額を設定する手段を備えるシステム([0009]、図1)特に、現時点での口座残高の所定期間を用いて、クレジットカードの利用限度額とするシステム([0042]【0043])が記載されている。乙9発明。乙10等には、パソコンや携帯電話端末から、電子メールアドレスを指定して、それに対応する利用可能な消費使用IDとの二種類のIDがあらかじめ紐付けられており、ホワイカードに対する入金システムであって、 かかるシステムを介して乙9発明の引落し口座に振込みを行うシステムは、当事者が容易に想到することができる。
B1-3 取得した受金IDと、入金受け情報を開運付けて出力する出力部。	b1-3 b1-1 b1-2 b1-3 b1-4 b1-5 b1-6 b1-7 b1-8 b1-9 b1-10 b1-11 b1-12 b1-13 b1-14 b1-15 b1-16 b1-17 b1-18 b1-19 b1-20 b1-21 b1-22 b1-23 b1-24 b1-25 b1-26 b1-27 b1-28 b1-29 b1-30 b1-31 b1-32 b1-33 b1-34 b1-35 b1-36 b1-37 b1-38 b1-39 b1-40 b1-41 b1-42 b1-43 b1-44 b1-45 b1-46 b1-47 b1-48 b1-49 b1-50 b1-51 b1-52 b1-53 b1-54 b1-55 b1-56 b1-57 b1-58 b1-59 b1-60 b1-61 b1-62 b1-63 b1-64 b1-65 b1-66 b1-67 b1-68 b1-69 b1-70 b1-71 b1-72 b1-73 b1-74 b1-75 b1-76 b1-77 b1-78 b1-79 b1-80 b1-81 b1-82 b1-83 b1-84 b1-85 b1-86 b1-87 b1-88 b1-89 b1-90 b1-91 b1-92 b1-93 b1-94 b1-95 b1-96 b1-97 b1-98 b1-99 b1-100 b1-101 b1-102 b1-103 b1-104 b1-105 b1-106 b1-107 b1-108 b1-109 b1-110 b1-111 b1-112 b1-113 b1-114 b1-115 b1-116 b1-117 b1-118 b1-119 b1-120 b1-121 b1-122 b1-123 b1-124 b1-125 b1-126 b1-127 b1-128 b1-129 b1-130 b1-131 b1-132 b1-133 b1-134 b1-135 b1-136 b1-137 b1-138 b1-139 b1-140 b1-141 b1-142 b1-143 b1-144 b1-145 b1-146 b1-147 b1-148 b1-149 b1-150 b1-151 b1-152 b1-153 b1-154 b1-155 b1-156 b1-157 b1-158 b1-159 b1-160 b1-161 b1-162 b1-163 b1-164 b1-165 b1-166 b1-167 b1-168 b1-169 b1-170 b1-171 b1-172 b1-173 b1-174 b1-175 b1-176 b1-177 b1-178 b1-179 b1-180 b1-181 b1-182 b1-183 b1-184 b1-185 b1-186 b1-187 b1-188 b1-189 b1-190 b1-191 b1-192 b1-193 b1-194 b1-195 b1-196 b1-197 b1-198 b1-199 b1-200 b1-201 b1-202 b1-203 b1-204 b1-205 b1-206 b1-207 b1-208 b1-209 b1-210 b1-211 b1-212 b1-213 b1-214 b1-215 b1-216 b1-217 b1-218 b1-219 b1-220 b1-221 b1-222 b1-223 b1-224 b1-225 b1-226 b1-227 b1-228 b1-229 b1-230 b1-231 b1-232 b1-233 b1-234 b1-235 b1-236 b1-237 b1-238 b1-239 b1-240 b1-241 b1-242 b1-243 b1-244 b1-245 b1-246 b1-247 b1-248 b1-249 b1-250 b1-251 b1-252 b1-253 b1-254 b1-255 b1-256 b1-257 b1-258 b1-259 b1-260 b1-261 b1-262 b1-263 b1-264 b1-265 b1-266 b1-267 b1-268 b1-269 b1-270 b1-271 b1-272 b1-273 b1-274 b1-275 b1-276 b1-277 b1-278 b1-279 b1-280 b1-281 b1-282 b1-283 b1-284 b1-285 b1-286 b1-287 b1-288 b1-289 b1-290 b1-291 b1-292 b1-293 b1-294 b1-295 b1-296 b1-297 b1-298 b1-299 b1-300 b1-301 b1-302 b1-303 b1-304 b1-305 b1-306 b1-307 b1-308 b1-309 b1-310 b1-311 b1-312 b1-313 b1-314 b1-315 b1-316 b1-317 b1-318 b1-319 b1-320 b1-321 b1-322 b1-323 b1-324 b1-325 b1-326 b1-327 b1-328 b1-329 b1-330 b1-331 b1-332 b1-333 b1-334 b1-335 b1-336 b1-337 b1-338 b1-339 b1-340 b1-341 b1-342 b1-343 b1-344 b1-345 b1-346 b1-347 b1-348 b1-349 b1-350 b1-351 b1-352 b1-353 b1-354 b1-355 b1-356 b1-357 b1-358 b1-359 b1-360 b1-361 b1-362 b1-363 b1-364 b1-365 b1-366 b1-367 b1-368 b1-369 b1-370 b1-371 b1-372 b1-373 b1-374 b1-375 b1-376 b1-377 b1-378 b1-379 b1-380 b1-381 b1-382 b1-383 b1-384 b1-385 b1-386 b1-387 b1-388 b1-389 b1-390 b1-391 b1-392 b1-393 b1-394 b1-395 b1-396 b1-397 b1-398 b1-399 b1-400 b1-401 b1-402 b1-403 b1-404 b1-405 b1-406 b1-407 b1-408 b1-409 b1-410 b1-411 b1-412 b1-413 b1-414 b1-415 b1-416 b1-417 b1-418 b1-419 b1-420 b1-421 b1-422 b1-423 b1-424 b1-425 b1-426 b1-427 b1-428 b1-429 b1-430 b1-431 b1-432 b1-433 b1-434 b1-435 b1-436 b1-437 b1-438 b1-439 b1-440 b1-441 b1-442 b1-443 b1-444 b1-445 b1-446 b1-447 b1-448 b1-449 b1-450 b1-451 b1-452 b1-453 b1-454 b1-455 b1-456 b1-457 b1-458 b1-459 b1-460 b1-461 b1-462 b1-463 b1-464 b1-465 b1-466 b1-467 b1-468 b1-469 b1-470 b1-471 b1-472 b1-473 b1-474 b1-475 b1-476 b1-477 b1-478 b1-479 b1-480 b1-481 b1-482 b1-483 b1-484 b1-485 b1-486 b1-487 b1-488 b1-489 b1-490 b1-491 b1-492 b1-493 b1-494 b1-495 b1-496 b1-497 b1-498 b1-499 b1-500 b1-501 b1-502 b1-503 b1-504 b1-505 b1-506 b1-507 b1-508 b1-509 b1-510 b1-511 b1-512 b1-513 b1-514 b1-515 b1-516 b1-517 b1-518 b1-519 b1-520 b1-521 b1-522 b1-523 b1-524 b1-525 b1-526 b1-527 b1-528 b1-529 b1-530 b1-531 b1-532 b1-533 b1-534 b1-535 b1-536 b1-537 b1-538 b1-539 b1-540 b1-541 b1-542 b1-543 b1-544 b1-545 b1-546 b1-547 b1-548 b1-549 b1-550 b1-551 b1-552 b1-553 b1-554 b1-555 b1-556 b1-557 b1-558 b1-559 b1-560 b1-561 b1-562 b1-563 b1-564 b1-565 b1-566 b1-567 b1-568 b1-569 b1-570 b1-571 b1-572 b1-573 b1-574 b1-575 b1-576 b1-577 b1-578 b1-579 b1-580 b1-581 b1-582 b1-583 b1-584 b1-585 b1-586 b1-587 b1-588 b1-589 b1-590 b1-591 b1-592 b1-593 b1-594 b1-595 b1-596 b1-597 b1-598 b1-599 b1-600 b1-601 b1-602 b1-603 b1-604 b1-605 b1-606 b1-607 b1-608 b1-609 b1-610 b1-611 b1-612 b1-613 b1-614 b1-615 b1-616 b1-617 b1-618 b1-619 b1-620 b1-621 b1-622 b1-623 b1-624 b1-625 b1-626 b1-627 b1-628 b1-629 b1-630 b1-631 b1-632 b1-633 b1-634 b1-635 b1-636 b1-637 b1-638 b1-639 b1-640 b1-641 b1-642 b1-643 b1-644 b1-645 b1-646 b1-647 b1-648 b1-649 b1-650 b1-651 b1-652 b1-653 b1-654 b1-655 b1-656 b1-657 b1-658 b1-659 b1-660 b1-661 b1-662 b1-663 b1-664 b1-665 b1-666 b1-667 b1-668 b1-669 b1-670 b1-671 b1-672 b1-673 b1-674 b1-675 b1-676 b1-677 b1-678 b1-679 b1-680 b1-681 b1-682 b1-683 b1-684 b1-685 b1-686 b1-687 b1-688 b1-689 b1-690 b1-691 b1-692 b1-693 b1-694 b1-695 b1-696 b1-697 b1-698 b1-699 b1-700 b1-701 b1-702 b1-703 b1-704 b1-705 b1-706 b1-707 b1-708 b1-709 b1-710 b1-711 b1-712 b1-713 b1-714 b1-715 b1-716 b1-717 b1-718 b1-719 b1-720 b1-721 b1-722 b1-723 b1-724 b1-725 b1-726 b1-727 b1-728 b1-729 b1-730 b1-731 b1-732 b1-733 b1-734 b1-735 b1-736 b1-737 b1-738 b1-739 b1-740 b1-741 b1-742 b1-743 b1-744 b1-745 b1-746 b1-747 b1-748 b1-749 b1-750 b1-751 b1-752 b1-753 b1-754 b1-755 b1-756 b1-757 b1-758 b1-759 b1-760 b1-761 b1-762 b1-763 b1-764 b1-765 b1-766 b1-767 b1-768 b1-769 b1-770 b1-771 b1-772 b1-773 b1-774 b1-775 b1-776 b1-777 b1-778 b1-779 b1-780 b1-781 b1-782 b1-783 b1-784 b1-785 b1-786 b1-787 b1-788 b1-789 b1-790 b1-791 b1-792 b1-793 b1-794 b1-795 b1-796 b1-797 b1-798 b1-799 b1-800 b1-801 b1-802 b1-803 b1-804 b1-805 b1-806 b1-807 b1-808 b1-809 b1-810 b1-811 b1-812 b1-813 b1-814 b1-815 b1-816 b1-817 b1-818 b1-819 b1-820 b1-821 b1-822 b1-823 b1-824 b1-825 b1-826 b1-827 b1-828 b1-829 b1-830 b1-831 b1-832 b1-833 b1-834 b1-835 b1-836 b1-837 b1-838 b1-839 b1-840 b1-841 b1-842 b1-843 b1-844 b1-845 b1-846 b1-847 b1-848 b1-849 b1-850 b1-851 b1-852 b1-853 b1-854 b1-855 b1-856 b1-857 b1-858 b1-859 b1-860 b1-861 b1-862 b1-863 b1-864 b1-865 b1-866 b1-867 b1-868 b1-869 b1-870 b1-871 b1-872 b1-873 b1-874 b1-875 b1-876 b1-877 b1-878 b1-879 b1-880 b1-881 b1-882 b1-883 b1-884 b1-885 b1-886 b1-887 b1-888 b1-889 b1-890 b1-891 b1-892 b1-893 b1-894 b1-895 b1-896 b1-897 b1-898 b1-899 b1-900 b1-901 b1-902 b1-903 b1-904 b1-905 b1-906 b1-907 b1-908 b1-909 b1-910 b1-911 b1-912 b1-913 b1-914 b1-915 b1-916 b1-917 b1-918 b1-919 b1-920 b1-921 b1-922 b1-923 b1-924 b1-925 b1-926 b1-927 b1-928 b1-929 b1-930 b1-931 b1-932 b1-933 b1-934 b1-935 b1-936 b1-937 b1-938 b1-939 b1-940 b1-941 b1-942 b1-943 b1-944 b1-945 b1-946 b1-947 b1-948 b1-949 b1-950 b1-951 b1-952 b1-953 b1-954 b1-955 b1-956 b1-957 b1-958 b1-959 b1-960 b1-961 b1-962 b1-963 b1-964 b1-965 b1-966 b1-967 b1-968 b1-969 b1-970 b1-971 b1-972 b1-973 b1-974 b1-975 b1-976 b1-977 b1-978 b1-979 b1-980 b1-981 b1-982 b1-983 b1-984 b1-985 b1-986 b1-987 b1-988 b1-989 b1-990 b1-991 b1-992 b1-993 b1-994 b1-995 b1-996 b1-997 b1-998 b1-999 b1-1000 b1-1001 b1-1002 b1-1003 b1-1004 b1-1005 b1-1006 b1-1007 b1-1008 b1-1009 b1-1010 b1-1011 b1-1012 b1-1013 b1-1014 b1-1015 b1-1016 b1-1017 b1-1018 b1-1019 b1-1020 b1-1021 b1-1022 b1-1023 b1-1024 b1-1025 b1-1026 b1-1027 b1-1028 b1-1029 b1-1030 b1-1031 b1-1032 b1-1033 b1-1034 b1-1035 b1-1036 b1-1037 b1-1038 b1-1039 b1-1040 b1-1041 b1-1042 b1-1043 b1-1044 b1-1045 b1-1046 b1-1047 b1-1048 b1-1049 b1-1050 b1-1051 b1-1052 b1-1053 b1-1054 b1-1055 b1-1056 b1-1057 b1-1058 b1-1059 b1-1060 b1-1061 b1-1062 b1-1063 b1-1064 b1-1065 b1-1066 b1-1067 b1-1068 b1-1069 b1-1070 b1-1071 b1-1072 b1-1073 b1-1074 b1-1075 b1-1076 b1-1077 b1-1078 b1-1079 b1-1080 b1-1081 b1-1082 b1-1083 b1-1084 b1-1085 b1-1086 b1-1087 b1-1088 b1-1089 b1-1090 b1-1091 b1-1092 b1-1093 b1-1094 b1-1095 b1-1096 b1-1097 b1-1098 b1-1099 b1-1100 b1-1101 b1-1102 b1-1103 b1-1104 b1-1105 b1-1106 b1-1107 b1-1108 b1-1109 b1-1110 b1-1111 b1-1112 b1-1113 b1-1114 b1-1115 b1-1116 b1-1117 b1-1118 b1-1119 b1-1120 b1-1121 b1-1122 b1-1123 b1-1124 b1-1125 b1-1126 b1-1127 b1-1128 b1-1129 b1-1130 b1-1131 b1-1132 b1-1133 b1-1134 b1-1135 b1-1136 b1-1137 b1-1138 b1-1139 b1-1140 b1-1141 b1-1142 b1-1143 b1-1144 b1-1145 b1-1146 b1-1147 b1-1148 b1-1149 b1-1150 b1-1151 b1-1152 b1-1153 b1-1154 b1-1155 b1-1156 b1-1157 b1-1158 b1-1159 b1-1160 b1-1161 b1-1162 b1-1163 b1-1164 b1-1165 b1-1166 b1-1167 b1-1168 b1-1169 b1-1170 b1-1171 b1-1172 b1-1173 b1-1174 b1-1175 b1-1176 b1-1177 b1-1178 b1-1179 b1-1180 b1-1181 b1-1182 b1-1183 b1-1184 b1-1185 b1-1186 b1-1187 b1-1188 b1-1189 b1-1190 b1-1191 b1-1192 b1-1193 b1-1194 b1-1195 b1-1196 b1-1197 b1-1198 b1-1199 b1-1200 b1-1201 b1-1202 b1-1203 b1-1204 b1-1205 b1-1206 b1-1207 b1-1208 b1-1209 b1-1210 b1-1211 b1-1212 b1-1213 b1-1214 b1-1215 b1-1216 b1-1217 b1-1218 b1-1219 b1-1220 b1-1221 b1-1222 b1-1223 b1-1224 b1-1225 b1-1226 b1-1227 b1-1228 b1-1229 b1-1230 b1-1231 b1-1232 b1-1233 b1-1234 b1-1235 b1-1236 b1-1237 b1-1238 b1-1239 b1-1240 b1-1241 b1-1242 b1-1243 b1-1244 b1-1245 b1-1246 b1-1247 b1-1248 b1-1249 b1-1250 b1-1251 b1-1252 b1-1253 b1-1254 b1-1255 b1-1256 b1-1257 b1-1258 b1-1259 b1-1260 b1-1261 b1-1262 b1-1263 b1-1264 b1-1265 b1-1266 b1-1267 b1-1268 b1-1269 b1-1270 b1-1271 b1-1272 b1-1	

本件発明		引用発明(乙18入金発明)	本件発明との対比
B1-1	ホワイトカードに対する入金に際して、入金すべきボーリットカードの受金IDを取得する受金ID取得部と、	乙18入金発明にかかる入金システム(「乙18入金システム」)は、電子マネー「Edy」にかかるシステムである。利用者が「おサイフケータイ」のアプリ「電子マネー「Edy」」を起動して初期設定を行って、「Edy番号」が割り当てられ、表示される(乙18-70頁右[3])。また、アプリ上で、「サービス登録」を選択し、クレジットカードを登録しておけば、当該クレジットカードからオンラインチャージをすることができる(乙18-70頁左[1])。サービス登録の画面にはEdy番号が表示されることから(乙18-70頁左[1])、クレジットカード番号とEdy番号がサービス登録時に紐づけられることは自明である。	おサイフケータイは、「カード」の機能を備えたものであるから、「ホワイトカード」と相当する。「使用限度額」とはカードを「使用」するにあたっての「限度額」のことであり(原告第1準備書面5頁、「LINE Payカードの使用限度額」は各「カウント」の電子マネー残高と常に同一である)(原告第7準備書面13頁)との原告主張を前提とすれば、Edy残高は、「おサイフケータイ」を使用するにあたっての「限度額」であるから、「使用限度額」に相当する。オンラインチャージに用いるクレジットカードの番号は、「おサイフケータイ」との関係において、受金のみ利用可能であるから、「受金ID」に相当する。
B1-2	そのホワイトカードの使用限度額を引き上げようとする旨の入金を受け付けける旨の情報である入金受付情報取得部と、	b1-1 「おサイフケータイ」にオンラインチャージをする際、オンラインチャージに用いるクレジットカードの番号を乙18入金システムが取得することは自明である。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
B1-3	取得した受金IDと、入金受付情報を関連付けて出力する出力部と、	b1-2 「おサイフケータイ」からチャージした金額を入力し、送信ボタンを選択し(乙18-74頁[2])、さらに行なう操作を選択する(同頁[3])。すると、チャージ金額が入力され、前記実行が選択されたことを示す情報(送金指示受付情報)を、乙18入金システムが取得することは自明である。さらに、前記実行が選択されると、Edy番号が取得されることを示す情報(送金を乙18入金システムが取得することも自明である。	おサイフケータイから入力されたチャージ金額だけEdy残高が引き上げられる。Edy残高が引き上げられなければならない。したがって、乙18入金システムが、構成b1-1で取得したクレジットカード番号と前記構成b1-2の情報とを関連付けて、システム内部に出力することは自明である。
B2	を有するホワイトカード使用限度額引上指示装置	b2 クレジットカード決済が行われる際には、チャージ金額とクレジットカード番号が関連付けられ、さらにはクレジットカード決済がなされたことを示す情報を関連付けて出力された構成b1-2の情報が、乙18送金システム内に受け取ることも自明である。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
C1-1	受金IDと関連付けられた入金受付情報をホワイトカード使用限度額引上指示装置から受信する受信部と、	c1-1 構成b1-3のとおり、クレジットカード番号と関連付けて出力された構成b1-2の情報が、乙18送金システム内に受け取ることは自明である。	おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。仮にこそできないとしても、チャージ金額に引き下げられなければならない。したがって、乙18入金システムが、構成b1-1で取得したクレジットカード決済がなされたことを示す情報(送金を乙18入金システムが取得することも自明である。
C1-2	受信した入金受付情報を関連付けられたホワイトカード受金IDと紐付けられており、Edy番号を乙18入金システムから取得する消費使用ID	c1-2 クレジットカードによるオンラインチャージによりEdy残高を引き上げるために、当該クレジットカードに対応するEdy番号を取得しなければならない。乙18入金システムが、クレジットカード番号に対応するEdy番号を取得する構成を有することは自明である。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
C1-3	取得した消費使用IDと関連付けた使用限度額引上額を含む引上命令を送信する引上命令送信部と、	c1-3 チャージが行われると、チャージ金額だけEdy残高が引き上げられる(乙18-74頁[4])。これは、乙18入金システムが、Edy番号により特定されるEdy残高をチャージ金額分だけ引き上げる命令を送信したからである。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
C2	を有する引上命令装置と、	c2 乙18入金システムは、上記c1-1ないしc1-3の構成を有する装置を備える。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
D1-1	消費使用IDと受金IDと紐付けた紐付テーブルを保持する紐付テーブル保持部と、	d1-1 構成c1-1で取得したEdy番号により特定されるEdy残高をチャージ金額分だけ増やす旨の命令は、「取扱したEdy番号(消費使用ID)と関連付けて引上命令送信部」に相当する。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
D1-2	引上命令装置から受金IDを受信する受金ID受信部と、	d1-2 クレジットカード番号が、乙18入金システムにおいて、送信され、受信されることは自明である。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
D1-3	受信した受金IDに紐付けられている消費使用IDを紐付テーブルから取得して引上命令装置に送信する消費使用ID送信部と、	d1-3 クレジットカードによるオンラインチャージによりEdy残高を引き上げるために、当該クレジットカードに対応するEdy残高を特定するEdy番号を取得しなければならない。よって、乙18入金システムが、クレジットカード番号に対応するEdy番号を取得してシステム内部に送信する構成を有することは自明である。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。おサイフケータイから入力されたチャージ金額は、EdyカードのEdy残高(ホワイトカードの使用限度額)に引き上げようとする額である。
D2	を有するホワイトカード管理装置と、	d2 乙18入金システムは、上記d1-1ないし d1-3の構成を有する装置を備える。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。
E	からなるホワイトカード使用限度額引き上げシステム	E _A 上記d1-1ないし d2の構成を有する乙18入金システム。	おサイフケータイへのオンラインチャージ(Edyの入金)は、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。

無効理由6

本件発明		引用発明(乙20送金システム)	本件発明との対比
B1-1	ホワイトカードに対する入金に際して、入金すべきホワイトカードの受金IDを取得する受金ID取得部と、	乙20には、イーベンク銀行に口座を開設し(乙20-41～46頁)、当該口座にかかるキャッシュカードであるイーベンクカードの発行を受け(同43頁)、当該口座に送金するためのメールアドレスを登録することができる(同46～47頁)、インターネットショッピングの際に、当該口座の口座番号を用いて決済が可能であること(同62、68～70頁)が記載されている。 また、受金者がイーベンク銀行に口座を開設したこと(同62)、メールアドレスを登録していること(同68～70頁)が記載されている。送金者が、イーベンク銀行に口座を開設していると、送金者は、イーベンク銀行のウェブサイトから受金者のメールアドレスと送金額を入金することにより、送金者の口座から受金者の口座へ送金をすることができる(同57、58頁)。上記メールアドレスを用いた送金サービスを提供するシステムを「乙20送金システム」という。	イーベンクカードは「ホワイトカード」に相当する。 「使用限度額」とは「する」にあたっての「限度額」のことであり(原告第1準備書面5頁)、「LINE PAYカードの使用限度額」は各アカウントの電子マネー残高と常に同一である(原告第7準備書面13頁)との原告主張を前提とすれば、イーベンクカードにかかるイーベンク銀行の口座の口座残高は、イーベンクカードを使用するにあたっての限度額であるから、「使用限度額」に相当する。 受金者のメールアドレスは、イーベンクカードとの関係において受金にのみ利用可能である受金者の口座の口座番号は、オンラインショッピングなどの消費使用に利用可能であり、基本的にイーベンクカード(キャッシュカードの利用者およびシステムの一部署管理者のみが知っている情報であるから、消費使用IDに相当する)と受金IDに相当する。 受金者の口座の口座番号は、オンラインショッピングなどの消費使用に利用可能であり、受金者への送金は、受金者のイーベンクカードに対応する口座への入金であるから、「ホワイトカードに対する入金」に相当する。 当該入金に際してメールアドレス(受金ID)を取得する構成が「受金ID取得部」に相当する。
B1-2	そのホワイトカードの使用限度額を引き上げようとする額の入金を受け付けた場合の入金受け付け部と、	b1-1 b1-2 b1-3	受金者に送金をする際、送金者は受金者のメールアドレスとともに送金額を入力し、確認ボタンを押す(乙20-58頁)。確認ボタンが押されたら、送金者の口座から送金がなされる。受金者指示受付情報とが開連付けられ、さらに、メールアドレスと、送金者の口座の引き下げるによって、乙20送金システムが、送金指示がなされたことを示す情報(送金額)を示す情報(送金額)を取得することは明確である。受金者指示受付情報とが開連付けられ、シス
B1-3	取扱した受金IDと、入金受け付け情報を開連付け出力部と、	b2	受金者に送金をする際、送金者は受金者のメールアドレスとともに送金額を入力し、確認ボタンを押す(乙20-58頁)。確認ボタンが押されたら、送金者の口座から送金がなされる。受金者指示受付情報とが開連付けられ、さらに、メールアドレスと、送金者の口座の引き下げるによって、乙20送金システムが、送金指示がなされたことを示す情報(送金額)を示す情報(送金額)を取得することは明確である。
B2	を有するホワイトカード使用限度額引上指示装置と、	b1-1 b1-2 b1-3	受金IDと開連付けられた入金受け付け装置をホワイトカード使用限度額引上指示装置と、開連付け装置と指示装置から受信する受信部と、
C1-1	受金IDと開連付けられた入金受け付け出力部と、	c1-1	構成b1-2のとおり、メールアドレスと開連付け出力部を構成b1-2の構成が、乙20送金システム内で受信されることを明確である。
C1-2	受信した入金受け付けられたホワイトカード受信部と、	c1-2	受信した入金受け付けられたホワイトカード受信部と開連付けられた入金受け付け装置を構成b1-2の構成が、当該メールアドレスと開連付けられた入金受け付け装置から取得する消費使用ID取得部と、
C1-3	受信した入金受け付けられた入金受け付け装置と、	c1-3	受信した入金受け付けられたホワイトカード受信部と開連付けられた入金受け付け装置を構成b1-2の構成が、当該メールアドレスと開連付けられた入金受け付け装置から取得する構成を有することは自明である。
C2	を有する引上命令装置と、	c2	乙20送金システムは、上記c1-1ないしc1-3の構成を有する装置を備える。
D1-1	消費使用IDと受金IDとを紐付けた紐付テーブルを保持する紐付テーブル保持部と、	d1-1	送金者が受信者のメールアドレスと送金額を入力して、確認ボタンを押すと、口座番号により特記される受金者の口座残高が増加する(乙20-57、58頁)。したがって、口座番号とメールアドレスを対応づけるテーブルが乙20送金システムにおいて保持されていることは自明である。
D1-2	引上命令装置から受金IDを受信する受金ID受信部と、	d1-2	受信者のメールアドレスが、乙20送金システムにおいて送信され、受信されることは自明である。
D1-3	受信した受金IDと紐付けられている消費使用IDを紐付D送信部と、	d1-3	受信者の口座残高を引き上げるために、送金者が指定したメールアドレスに対応する口座番号を取得すればならないから、乙20送金システムが、当該口座番号を取得してシステム内部に送信する構成を有することは自明である。
D2	を有するホワイトカードID管理装置と、	d2	乙20送金システムは、上記d1-1ないしd1-3の構成を有する装置を備える。
E	からなるホワイトカード使用限度額引き上げシステム。	e	乙20送金システムは「ホワイトカード使用限度額引き上げシステム」に相当する。